地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第291条の6第1項の規定より準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを6算して得た数は、令和7年9月1日現在において次のとおりである。

令和7年9月16日

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 鶴 房 繁 和

記

50分の1の数

22, 907

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

243, 166